

春日市納税課 Twitter 運用ポリシー

春日市ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、春日市納税課が運用する Twitter ページの運用ポリシーを、次のとおり定めます。

1 アカウント (1) 情報及び運用管理者

- (1) ソーシャルメディアサービス名 : Twitter (ツイッター) (2)
- (2) アカウント名 : kasuga_nouzei
- (3) アカウント URL : https://twitter.com/kasuga_nouzei
- (4) 運用管理者 : 市民部 納税課

2 目的及び発信する内容

春日市税の納税に関する情報を市民及び市外住民に伝えるため、次の情報を発信します。

- (1) 公売に関するお知らせ
- (2) 公売に関連するウェブサイトページの URL など
- (3) 納税方法等に関するお知らせ
- (4) 災害情報その他の市民の生命や財産にかかわる事柄

3 運用時間

原則として、業務時間とします。

4 コメント等への対応

情報発信を目的としたアカウントであるため、原則としてコメントへの返信は行いません。お問い合わせは直接納税課へ連絡していただきます。

5 投稿時の注意点

- (1) 原則として納税推進担当 換価専門嘱託職員専用インターネットパソコンから投稿します。

- (2) 原則として納税推進担当 広報係が投稿します。必要に応じ、広報係が指示した者が投稿します。

6 決裁

投稿に際しては、投稿文及び写真について、文書にて必ず事前に納税課長の決裁を受けることとします。

7 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて春日市が提供を受けた個人情報については、春日市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

8 その他注意事項

- (1) 本アカウントでは、他の利用者の投稿に対する「いいね! (3)」、「リツイート (4)」及び他の利用者の「フォロー (5)」は原則として行いません。ただし、次のアカウントについては、納税課長が必要と認める場合のみフォロー又はリツイートをを行います。

ア 国及び地方公共団体

イ 春日市と関連が強く公共性の高い団体

ウ 春日市の他所管の有するアカウント

- (2) なりすまし、炎上 (6・7) 等により、ツイッターの運用に何らかの理由で不都合が生じた場合は、予告なしに納税課長が運用の中止等を判断し、アカウントの削除等を行うものとします。

- (3) その他、本運用ポリシーに定めのない事項に関しては、必要に応じて納税課長が定めるものとします。

9 用語解説

1 アカウント

利用するサービスにログインするための、利用者権限のことをいう。

2 ツイッター

ツイッター社が運営するインターネット上のサービス。利用者が「ツイート」

とよばれるつぶやきを140字以内で投稿し、双方向のやり取りができる。

3 いいね！

気に入った投稿（ツイート）をお気に入り登録する機能のこと。

4 リツイート

他人の投稿（ツイート）を自分の投稿（ツイート）として再投稿する機能のこと。

5 フォロー

他人の投稿（ツイート）が配信されるようになる機能のこと。

6 なりすまし

他者のふりをしてインターネット上のサービスを利用すること。

7 炎上

投稿に対して批判又は苦情が殺到し、收拾がつかなくなる状態のこと。